

○能代市自動車臨時運行許可取扱規則

平成18年3月21日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）の規定に基づき、自動車の試運転又は回送等の事由による臨時運行の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時運行許可の申請)

第2条 自動車の試運転又は回送等による臨時運行の許可を受けようとする者は、自動車臨時運行許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 自動車検査証その他自動車の同一性を確認できる書類
- (2) 自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済保険証明書の写し
- (3) 本人確認書類

(令6規則24・一部改正)

(許可証及び番号標)

第3条 市長は、前条の申請書を受領し、臨時運行の許可をしたときは、その有効期間を付して臨時運行許可証（様式第2号。以下「許可証」という。）を交付し、道路運送車両法施行規則第25条による臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）を貸与するものとする。

(令6規則24・一部改正)

(返納の手続)

第4条 臨時運行の許可を受けた者は、その許可の有効期間満了の日から5日以内に許可証及び番号標を市長に返納しなければならない。

(令6規則24・一部改正)

(許可証及び番号標の紛失等)

第5条 許可証の交付及び番号標の貸与を受けた者が、その許可証又は番号標を紛失し、又は著しく損傷したときは、紛失・損傷届（様式第3号）を市長に提出しなけ

ればならない。

- 2 許可証又は番号標を紛失した者は、紛失・損傷届を提出する前に、紛失したと推定される地域を管轄する警察署長に紛失した旨を届け出なければならない。
- 3 市長は、番号標の貸与を受けた者から当該番号標に係る紛失・損傷届の提出を受けたときは、速やかに当該番号標の無効の告示をしなければならない。
- 4 番号標の貸与を受けた者がこれを紛失し、又は著しく損傷したときは、弁償金としてその実費相当額を市に納付しなければならない。ただし、当該紛失又は損傷がやむを得ない事情によるものであると市長が認めたときは、この限りでない。

(令6規則24・追加)

(許可の取消し)

第6条 市長は、虚偽その他不正の手段により許可を受け、又は許可証及び番号標を不正に使用したことを発見したときは、直ちに当該許可を取り消し、その旨を許可を受けた者に通知するとともに、警察署等に通知するものとする。

- 2 前項の規定により許可の取消しを受けた者は、当該取り消された許可に係る許可証及び番号標を直ちに市長に返納しなければならない。

(令6規則24・追加)

(手数料)

第7条 自動車臨時運行の許可取扱いについては、能代市手数料条例（平成18年能代市条例第62号）により手数料を徴する。

(令6規則24・旧第5条線下・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の二ツ井町自動車臨時運行許可取扱規則（昭和45年二ツ井町規則第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年2月25日規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。



◎ 注意事項

- 1 不正に許可を受けた場合は、1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金、またはこれが併科されます。  
(道路運送車両法第107条)
- 2 許可証、番号標の有効期限が満了したときは、その日から5日以内に返納してください。この返納期限内に許可証、番号標を返納しないときは、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられます。  
(道路運送車両法第108条)
- 3 許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ、運行してはなりません。
- 4 上記1～3に該当すると思われる場合は、本申請に関する情報を管轄する警察署に情報提供します。

◎ 臨時運行許可を申請する方は、下記の書類を必ず提示してください。

- 1 自動車検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、登録事項等証明書など。
- 2 自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む）。
- 3 申請人又は来庁者の住所が確認できるもの。  
自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど。

◎ 申請書記載方法

- 1 車名は、トヨタ、ニッサン、ホンダ、マツダ 等と記入して下さい。
- 2 形状は、該当番号に○印をつけて下さい。「6 その他」の場合は、( )内に自動車検査証上の車体の形状を記入して下さい。
- 3 車台番号は、車台に打刻されている記号番号を記入して下さい。
- 4 運行の目的は、該当番号に一つだけ○印をつけて下さい。「3 その他」の場合は、( )内に具体的に記入して下さい。
- 5 運行の経路は、運行目的達成のための発着主要経路の地点名を記入して下さい。  
(例 千代田区霞ヶ関～〇〇市～〇〇高速～〇〇市〇〇区)  
したがって、都道府県内一円、市、町内等ばく然とした地域を記入したもの、車検切れの車を販売する等の目的で各地を巡回する場合等は許可できません。
- 6 許可を受ける方は、申請人欄に必ず記入(申請人と来庁者が異なる場合は番号標受領者欄も記入)して下さい。

様式第2号(第3条関係)

臨時運行許可証 許可番号第 号 年 月 日 秋田県能代市長 印	
臨時運行許可番号 標 番 号	No.
許可を受けた者の氏名 又は名称及び住所	
車 名	
形 状	
車 台 番 号	
運行の目的	
運行の経路	
備 考	

有 効 期 間 月 日から  <div style="text-align: center; font-size: 4em; margin: 20px 0;">○</div> 月 日まで
--

様式第3号(第5条関係)

紛失・損傷届

年 月 日

能代市長 様

住 所

氏 名

次のとおり届け出ます。

- 1 届出事由  臨時運行許可証  紛失  損傷  
 臨時運行許可番号標  紛失  損傷
  
- 2 許可証及び番号標 年 月 日 交付・貸与  
臨時運行許可証 第 号  
臨時運行許可番号標 秋 号 能代
  
- 3 紛失・損傷日時 年 月 日 午前・午後 時 分頃
  
- 4 紛失・損傷した場所及び状況
  
- 5 警察署への紛失の届出について  
本件紛失物は 年 月 日 \_\_\_\_\_警察署へ届出しております。  
遺失物届出受理番号

今後は、使用及び保管については十分注意します。また、発見したときは直ちに返納いたします。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(令 2 規則 4 ・全改)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

(令 6 規則 2 4 ・追加)